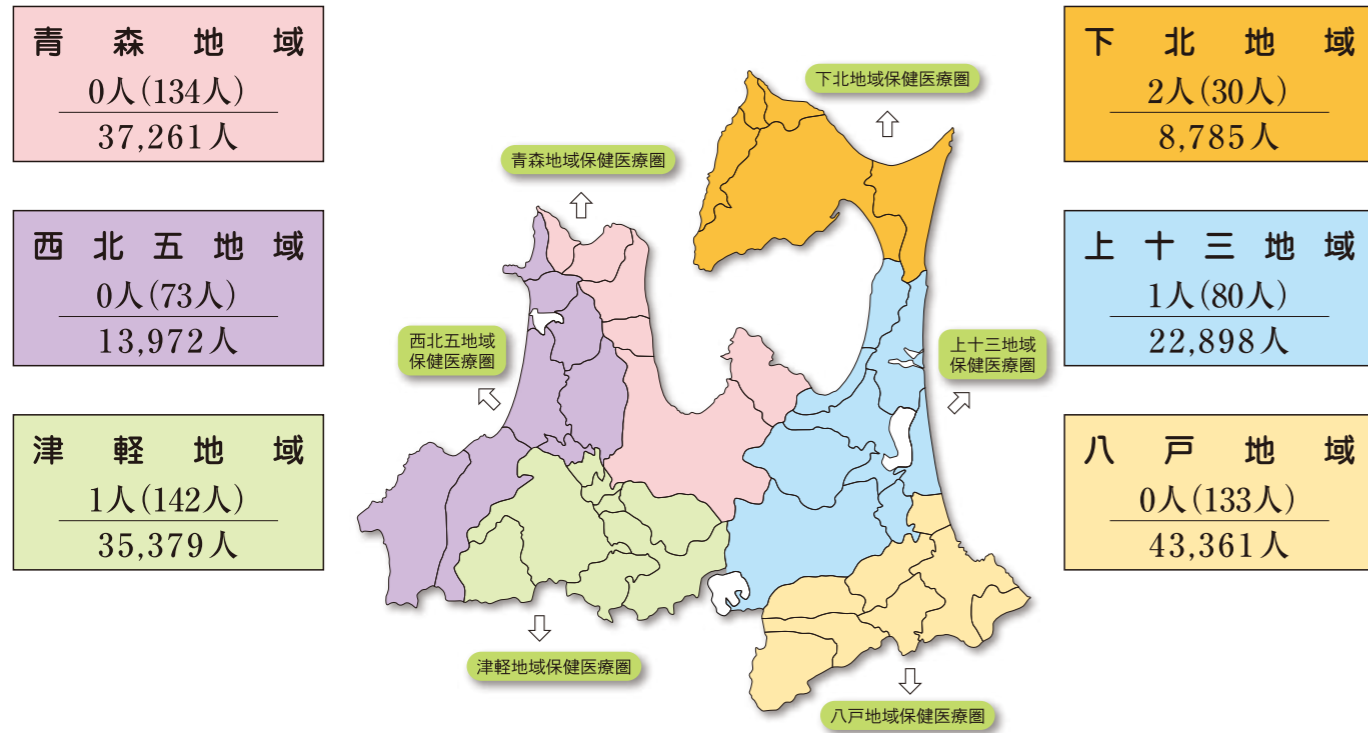


○発症時の居住地別罹患状況（令和6年2月～令和7年1月までの新規報告分）



※1 分母の18歳未満人口は令和2年国勢調査結果  
 ※2 ( )内は平成12年からの累計患者数

当パンフレットのPDFデータのほか、  
 青森県小児がん等がん調査事業報告書  
 (詳細版)は、青森県庁ホームページ  
 で公開しています



<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/index.html>

編集・発行  
 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課  
 〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
 TEL: 017-734-9216

青森県小児がん等がん調査事業令和6年度報告書  
 (平成12年1月～令和7年1月累積集計分)



# 青森県小児がん等がん調査事業について

はじめに

六ヶ所村の再処理工場の操業につきましては、県民皆様の中には、健康に対する不安をお持ちの方もいらっしゃると思います。また、県医師会等の有識者の方々からも再処理工場操業開始前から調査を実施すべきとの御意見をいただいております。

このような御意見等を踏まえ、青森県では、平成11年度から国と連携して「青森県小児がん等がん調査事業」を実施しております。

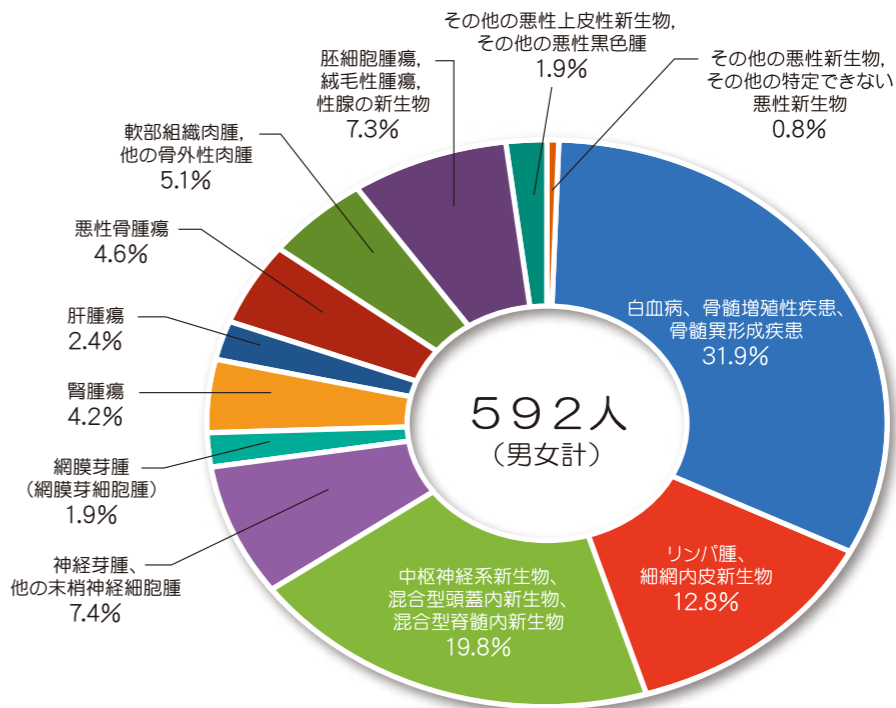
この調査事業は、特に小児がんに関するデータについて継続的に収集・蓄積し、再処理工場の操業開始前後を他のがんデータと併せて総合的に分析・評価し、その結果を県民の皆様にご公表していくことを目的としています。

県では、平成12年1月から、県内の医療機関及び県民の皆様のご理解と御協力をいただきながら調査を行っておりますが、このたび、平成12年1月から令和7年1月までに報告されたデータを取りまとめましたので、お知らせいたします。

県民の皆様には、この調査事業の趣旨を御理解いただき、今後とも御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

# 調査結果

○全体の罹患状況（平成12年1月～令和7年1月までの累積集計データ）



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入

○発症年別の罹患状況

(単位：人)

男女計	発症年	発症年												合計			
		H12~H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		R4	R5	R6
01	白血病、骨髄増殖性疾患、骨髄異形成疾患	116	6	5	6	6	7	9	4	4	10	3	7	3 (2)	2 (1)	1 (1)	189 (4)
02	リンパ腫、細網内皮新生物	45	3	3	2	6	1	4	2	3	1	1	5	-	-	-	76
03	中枢神経系新生物、混合型頭蓋内新生物、混合型脊髄内新生物	86	1	6	5	10	2	-	-	3	-	2	1	1	-	-	117
04	神経芽腫、他の末梢神経細胞腫	35	-	2	4	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	44
05	網膜芽腫（網膜芽細胞腫）	7	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	11
06	腎腫瘍	15	3	-	1	-	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	25
07	肝腫瘍	10	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	14
08	悪性骨腫瘍	17	2	-	1	-	-	1	2	2	-	1	-	1	-	-	27
09	軟部組織肉腫、他の骨外性肉腫	12	2	2	4	1	2	1	2	-	1	1	1	1	-	-	30
10	胚細胞腫瘍、絨毛性腫瘍、性腺の新生物	24	3	1	2	5	-	3	1	1	1	-	1	1	-	-	43
11	その他の悪性上皮性新生物、その他の悪性黒色腫	8	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	11
12	その他の悪性新生物、その他の特定できない悪性新生物	3	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5
合計		378	20	21	28	29	14	23	13	16	15	10	15	7 (2)	2 (1)	1 (1)	592 (4)

※（ ）は令和6年2月～令和7年1月までに新たに報告された症例数

## (1) 調査の対象

県内に住所を有し、平成12年1月以降に悪性新生物と診断された満18歳未満の方

## (2) 調査票及び調査方法

医療機関や保健所に備え付けている「青森県小児がん登録調査票」を記入していただき、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課に提出していただきます。

## (3) 調査結果の取扱い

調査結果は弘前大学大学院医学研究科小児科学講座において集計します。

調査によって得られた個人の情報は厳密に守られ、調査結果は集計した上で公表されますので、個人名が特定されることはありません。

## (4) インフォームドコンセント

医療機関において、患者（家族）の方に調査について御説明し、その御承諾のもとに調査が行われています。

## (5) その他

令和6年度の報告書では、新たに4件の患者情報が追加となっています。